

資料編

1 策定の経過

日程	社協関係	(参考) 市関係
令和2年 (2020年) 7月22日		第1回交野市地域福祉計画推進審議会 ・委嘱状交付 ・委員長、副委員長選出 ・第3期交野市地域福祉計画の進捗状況 ・交野市地域福祉に関するアンケート調査について
9月7日～ 9月25日		市民アンケート調査実施 ・20歳以上の市民2,000人に郵送配布 ・有効回収率48.7%
9月18日	第2回校区福祉委員会委員長会議 ・地域福祉活動計画のスケジュール ・地域懇談会実施に向けた協力依頼	
10月7日		第2回交野市地域福祉計画推進審議会 ・第3期交野市地域福祉計画の進捗状況と評価及び重点的な取り組みにかかる評価について ・第4期交野市地域福祉計画の策定におけるスケジュール(案)について
10月28日		第3回交野市地域福祉計画推進審議会 ・市民アンケート結果の報告と検証について ・第4期交野市地域福祉計画骨子素案【構成】について
11月～12月	地域懇談会意見集約アンケート配布協力依頼(10校区12地区)	
11月27日	地域懇談会(長宝寺小学校区)の実施 ※その他の11地区についても12～1月の実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び緊急事態宣言発令等に伴い、実施を延期しました。	
11月30日	令和2年度第1回 交野市地域福祉活動計画策定・推進委員会 ・交野市地域福祉活動計画策定・推進委員会設置要綱について ・委嘱状交付 ・委員長、副委員長選出 ・第3期地域福祉活動計画の遂行年度の1年間の延長について ・第4期地域福祉活動計画の策定スケジュールについて ・地域福祉活動・地域ケース会議の実践の振り返り(動画視聴)	

日程	社協関係	(参考) 市関係
12月8日～ 12月16日		関係団体アンケート調査実施 ・法人事業所、支援団体、当事者団体合計 230 団体に郵送配布（回収率 47.8%）
12月21日 (書面審議)		第4回交野市地域福祉計画推進審議会 ・各計画からの現状と課題 ・第4期交野市地域福祉計画（素案）につ いて ・地域懇談会、福祉関係団体ヒアリングの 実施状況
令和3年 (2021年) 2月16日		第5回交野市地域福祉計画推進審議会 ・交野市地域福祉計画（素案）について
3月10日		第6回交野市地域福祉計画推進審議会 ・交野市地域福祉計画（素案）について
3月15日	令和2年度第2回 交野市地域福祉活動計画策定・推進委員会 ・第3期交野市地域福祉活動計画の評価方法 と実績の集約について ・地域懇談会の進捗状況報告 ・第4期交野市地域福祉計画策定の進捗状況 報告 ・第4期交野市地域福祉活動計画策定・推進 委員会計画策定部会について	
3月26日		第7回交野市地域福祉計画推進審議会 ・交野市地域福祉計画（素案）について
4月12日～ 5月12日		パブリックコメント 計画説明動画の公開（市民説明会）
5月24日	第1回交野市地域福祉活動計画 策定部会 ・第3期交野市地域福祉活動計画の評価につ いて ・第4期交野市地域福祉活動計画の策定に向 けて意見交換	第8回交野市地域福祉計画推進審議会 ・交野市地域福祉計画（案）について
6月21日	第2回交野市地域福祉活動計画 策定部会 ・第4期地域福祉活動計画の方針と方向性 について	
7月19日	第3回交野市地域福祉活動計画 策定部会 ・第4期交野市地域福祉活動計画の策定につ いて	
8月30日	第4回交野市地域福祉活動計画 策定部会 ・第4期交野市地域福祉活動計画の策定につ いて	

日程	社協関係	(参考) 市関係
10月4日	令和3年度第1回 交野市地域福祉活動計画策定・推進委員会 ・第4期交野市地域福祉活動計画策定部会 報告 ・第4期交野市地域福祉活動計画骨子素案 について ・第4期交野市地域福祉活動計画策定の 今後の作業について	
11月1日	第5回交野市地域福祉活動計画 策定部会 ・第4期交野市地域福祉活動計画 素案に ついて ・次年度以降の評価の様式について	
12月13日	令和3年度第2回 交野市地域福祉活動計画策定・推進委員会 ・第4期交野市地域福祉活動計画骨子素案 について	
令和4年 (2022年) 2月28日	令和3年度第3回 交野市地域福祉活動計画策定・推進委員会 ・第4期交野市地域福祉活動計画案について	



策定・推進委員会

2 交野市地域福祉活動計画策定・推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 この委員会は、かかわりあって・たすけあい・のびのび・しあわせのまちを目指し、市の地域福祉計画との整合性を図りながら、交野市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の策定に関する事項の検討並びに活動計画の推進及び点検・評価等を行うため、交野市地域福祉活動計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 活動計画策定に関すること。
- (2) 活動計画の推進に関すること。
- (3) 活動計画の進捗状況の点検・評価に関すること。
- (4) その他交野市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 区長会を代表する者又はその関係者
- (3) 福祉・医療団体を代表する者又はその関係者
- (4) 福祉事業所を代表する者又はその関係者
- (5) 社会福祉施設を代表する者又はその関係者
- (6) 商業団体を代表する者又はその関係者
- (7) 公募により選考された市民
- (8) 行政関係者
- (9) その他会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱日から活動計画終了の前年度までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。
- 4 委員会は、必要に応じ検討部会を設置することができる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、交野市社会福祉協議会事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行日以降、最初に開かれる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、交野市社会福祉協議会会長が招集する。
- 3 第2期交野市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱及び交野市地域福祉活動計画進捗会議設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

3 交野市地域福祉活動計画策定・推進委員会委員名簿

任期：令和2年（2020年）11月30日～令和7年（2025年）3月31日（敬称略・順不同）

区分	氏名	団体・関係機関	備考	
学識経験者	小寺 鐵也	種智院大学 教授	委員長	
区長	市岡 伊佐男	交野市区長会 会長	副委員長	
福祉・医療に関する活動者または団体の推薦者	高齢福祉	青山 雅宏	交野市星友クラブ連合会 会長	
		西 徹	大阪介護支援専門員協会交野支部 支部長	
	障がい福祉	札 埜 孝 洋	交野市身体障がい者福祉会 副会長	
		坪岡 真美	交野市障害児（者）親の会 会長	令和3年4月1日～
		下村 隆司		～令和3年3月31日
	児童福祉	土井 愛子	交野市母子寡婦福祉会 会長	
		西田 初美	交野市ファミリー・サポート・センター センター長	令和3年4月1日～
		長谷川 深雪		～令和3年3月31日
	社会福祉	古賀 よし枝	交野市民生委員児童委員協議会 副会長	
		戸田 十九一	NPO 法人ナルクいわふねクラブ 代表	
		梶 記代美	交野市ボランティアグループ連絡会 副会長	
		大西 幸夫	交野市校区福祉委員会 会長 (私市小学校区福祉委員会委員長)	
		端野 敦夫	枚方・交野地区保護司会	
	医療分野	奈良 尚	交野市訪問看護ステーション連絡会 事務局	
	社会福祉施設	竹之中 裕子	社会福祉法人心生会 理事	
吉田 元子		社会福祉法人私部 幼保連携型認定こども園 わかばこども園 園長		
田伏 高治		交野市社会福祉施設地域貢献連絡会 幹事 (社会福祉法人かたの福祉会事務局長)	令和3年4月1日～	
森地 繁一			～令和3年3月31日	
池永 直美	社会福祉法人もくせい会 ケアハウスきんもくせい 施設長			
商業団体	森 蘭 勝 己	交野市商業連合会 副会長		
市民公募	梅 本 雅 明			
行政	良 幸 浩	交野市福祉部長		
	畠山 浩二	交野市危機管理室長	令和3年4月1日～	
	盛田 健一		～令和3年3月31日	
	島田 国久	交野市健やか部長	令和3年4月1日～	
	川村 明		～令和3年3月31日	
足立 多恵	交野市教育委員会学校教育部長			

4 交野市地域福祉活動計画策定・推進委員会計画策定部会委員名簿

任期：令和3年（2021年）4月1日～令和4年（2022年）3月31日（敬称略・順不同）

区分	氏名	団体・関係機関	備考	
福祉・医療に関する活動者 または団体の推薦者	高齢福祉	西 徹	大阪介護支援専門員協会交野支部 支部長	
	社会福祉	古 賀 よし枝	交野市民生委員児童委員協議会 副会長	
		戸 田 十九一	NPO 法人ナルクいわふねクラブ 代表	部会長
		梶 記代美	交野市ボランティアグループ連絡会 副会長	
	医療分野	大 西 幸 夫	交野市校区福祉委員会 会長 (私市小学校区福祉委員会委員長)	
	奈 良 尚	交野市訪問看護ステーション連絡会 事務局		
社会福祉施設	竹之中 裕 子	社会福祉法人心生会 理事		
商業団体	森 菌 勝 己	交野市商業連合会 副会長		
行政	木 南 良 太	交野市福祉部福祉総務課 係長		
	金 澤 有 真	交野市教育委員会学校教育部指導課 課長代理		



計画策定部会

5 用語解説

あ 行

アウトリーチ

「手を差し伸べること」の意味で、援助が必要であるにも関わらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。

NPO

「Nonprofit Organization」の略で、広義では非営利団体のこと。狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う団体のこと。

か 行

核家族

一組の夫婦と未婚の子から成る家族のこと。日本において少子高齢化の進行により核家族の割合は増加傾向にある。

協力雇用主

犯罪や非行の前歴等のために定職に就くことが容易ではない保護観察又は更生緊急保護の対象者を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主で、保護観察所に登録しているもの。

権利擁護

生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけでなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取り組みのこと。

合理的配慮

障がいのある方々の人権が障がいのない方々と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせておこなわれる配慮のこと。

さ 行

サロン

地域の中で仲間づくりや多世代交流等を目的とした、地域住民が運営するふれあいの場のこと。地域の福祉的な課題の発見や地域活動の組織化、福祉教育の場等へと広がる可能性を持つ。

社会福祉協議会

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。地域に暮らす住民のほか、校区福祉委員会、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしてさまざまな活動を行っている。

社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動のこと。例年7月が強調月間。

成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々が、不動産や預貯金などの財産管理や遺産分割の協議したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結ぶ際に、法的に保護し、支援する制度のこと。

た 行

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

地域コミュニティ

日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験をとおして生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会のこと。

地域包括ケアシステム

要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のこと。おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域（具体的には中学校区）を単位として想定している。

な 行

認知症

脳の病気や障害などのさまざまな原因により、認知機能が低下し、日常生活や社会生活に支障が出てくる状態のこと。

ニート

職に就かず、又求職活動もせず、通学もしていない、15歳から34歳の無業者のこと。

ノーマライゼーション

社会福祉の分野において、障がいの有無や性別、年齢の違いなどによって区別をされることなく、主体的に、当たり前、生活や権利の保障されたバリアフリーな環境を整えていく考え方のこと。

は 行

パブリックコメント

市の基本的な政策や制度を定める計画や条例を決める際に、案を公表し、市民から提出していただいたご意見・情報を考慮して意思決定を行う手続きのこと。

バリアフリー

もともとは建築用語で障壁となるもの（バリア）を取り除き（フリー）、生活しやすくすることを意味する。最近では、より広い意味で、高齢者や障がいのある人だけではなく、すべての人にとって日常生活の中に存在するさまざまな（物理的、制度的、心理的）障壁を除去することの意味合いで用いられている。

ハローワーク

公共職業安定所。職業安定法に基づいて、職業紹介、指導、失業給付などを全て無料で手掛ける国の行政機関。民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する最後のセーフティネットとしての役割を担っている。

ひきこもり

「さまざまな要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊等）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念」と定義されている。

フリーター

15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者のうち、パート・アルバイトで就業中、または、完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」、家事も通学もしていない者のうち、就業内定しておらず希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の人のこと。

保護観察

犯罪をした人または非行少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、保護観察官及び保護司による指導監督及び補導援助を行うもの。

保護司

犯罪をした人や非行少年の立ち直りを地域で支えるボランティアで、身分は、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行っている。なお、更生保護とは、罪を犯した人や非行少年が、再び過ちを繰り返すことなく、実社会内において善良な一員として自立できるように適切な処遇を行い、犯罪や非行に陥ることを防ぎ、改善更生を助けることによって、犯罪の危険から社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする活動。

ボランティア

自発的な意志に基づき、金銭的な見返りを求めることなく、地域社会を住みよくなる活動や他者を支える活動などの社会的活動に参加すること。

ま 行

民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人のこと。地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う「児童委員」を兼ねる。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

第4期 交野市地域福祉活動計画

発行年月：令和4年3月

発行：社会福祉法人交野市社会福祉協議会

住所：〒576-0034

大阪府交野市天野が原町 5-5-1

電話：072-895-1185

F A X：072-895-1192



交野市は持続可能な開発目標 (SDGs) を推進しています。

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**